

第2期

上牧町

子ども・子育て 支援事業計画

概要版



令和2(2020)年3月

上牧町

I 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

- 上牧町では「上牧町子ども・子育て支援事業計画」を策定して、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開してきました。
- 近年、少子高齢化や地域のつながりの希薄化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における「子育て力」は低下しており、町として、子育て家庭への支援を一層強化していくことが求められています。
- このような社会情勢を踏まえ、教育・保育事業及び子育て支援事業の確保と充実を大切な視点とするとともに、町の子どもとその親が幸せに暮らし続けることができるように、「第2期上牧町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」）を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけるとともに、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画と一体的に策定します。

3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5か年とします。なお、今後の国及び町を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

4. 計画の対象

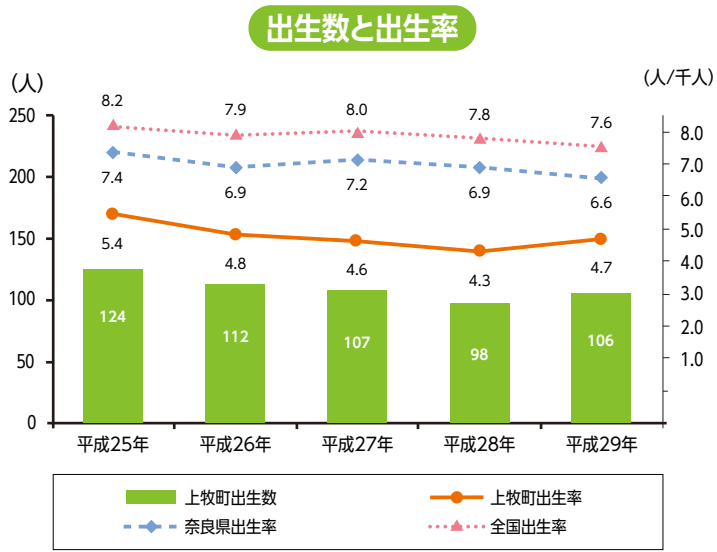
本計画における「子ども」とは乳幼児から概ね18歳までの児童生徒とし、町内のすべての子どもと子育て家庭を対象とします。



Ⅱ 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 出生の状況

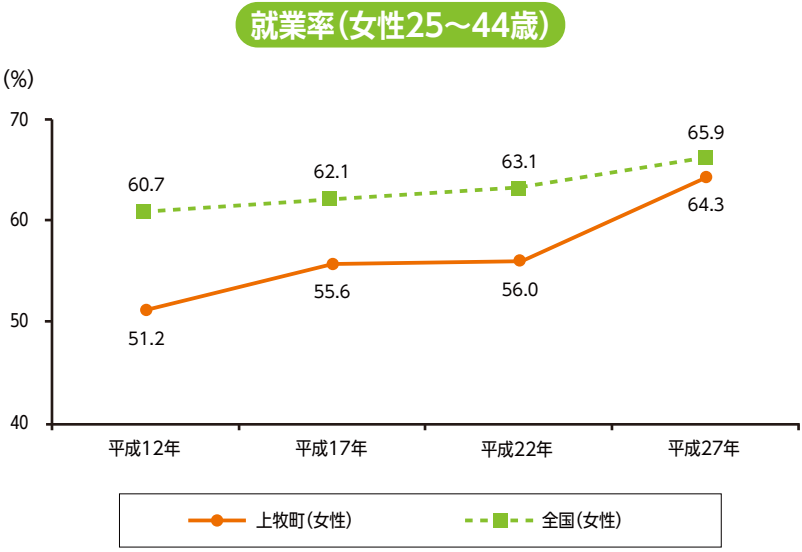
出生数は、近年減少傾向にありますが平成 29（2017）年は増加に転じました。出生率は、全国及び県と比べて低い値で推移しています。



資料：住民基本台帳

2. 女性の就労状況

子育て世代の女性（25～44歳）の就業率をみると近年は増加傾向にあり、平成 27（2015）年には全国平均とほぼ同じとなっています。



資料：国勢調査

核家族化、ひとり親世帯の増加に加え、女性の就業率の高まりにより、子育て家庭における共働きの増加が見込まれることから、少子化の時代にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが求められています。

Ⅲ 基本理念と施策体系

1. 計画の基本理念

子どもたちこそまちの未来

子どもたちの笑顔でいっぱいのまちづくり

子ども一人ひとりの育ちを地域全体で応援

『子どもたちこそまちの未来～子どもたちの笑顔でいっぱいのまちづくり～子ども一人ひとりの育ちを地域全体で応援～』を基本理念に掲げ、子どもの最善の利益が優先される社会を実現するために、だれもが安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じられるまちと、子ども自身が健やかに育っていきけるまちづくりを目指します。

2. 計画の基本目標

基本理念を実現するために次の4項目を基本目標として設定します。

基本
目標

1

ゆとりのある子育て生活の推進

- 一人ひとりの子どもが健やかに成長するとともに子どもの最善の利益が実現されるよう、多様化する価値観や保育ニーズに応じたサービスを充実します。
- 子育てをしているすべての人が心にゆとりを持って子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

基本
目標

2

子どもの夢を育む教育環境の充実

- 子どもが生き生きと心豊かに未来に希望と夢を持ち、たくましく生きていくことができるよう、学校教育や地域における学習の場の充実を図ります。
- 障がい児や不登校児への対応、思春期の保健対策などを充実させるとともに、学校施設などの適切な管理や、喫煙・飲酒・薬物・有害図書など有害な環境への対応を行っていきます。

基本
目標

3

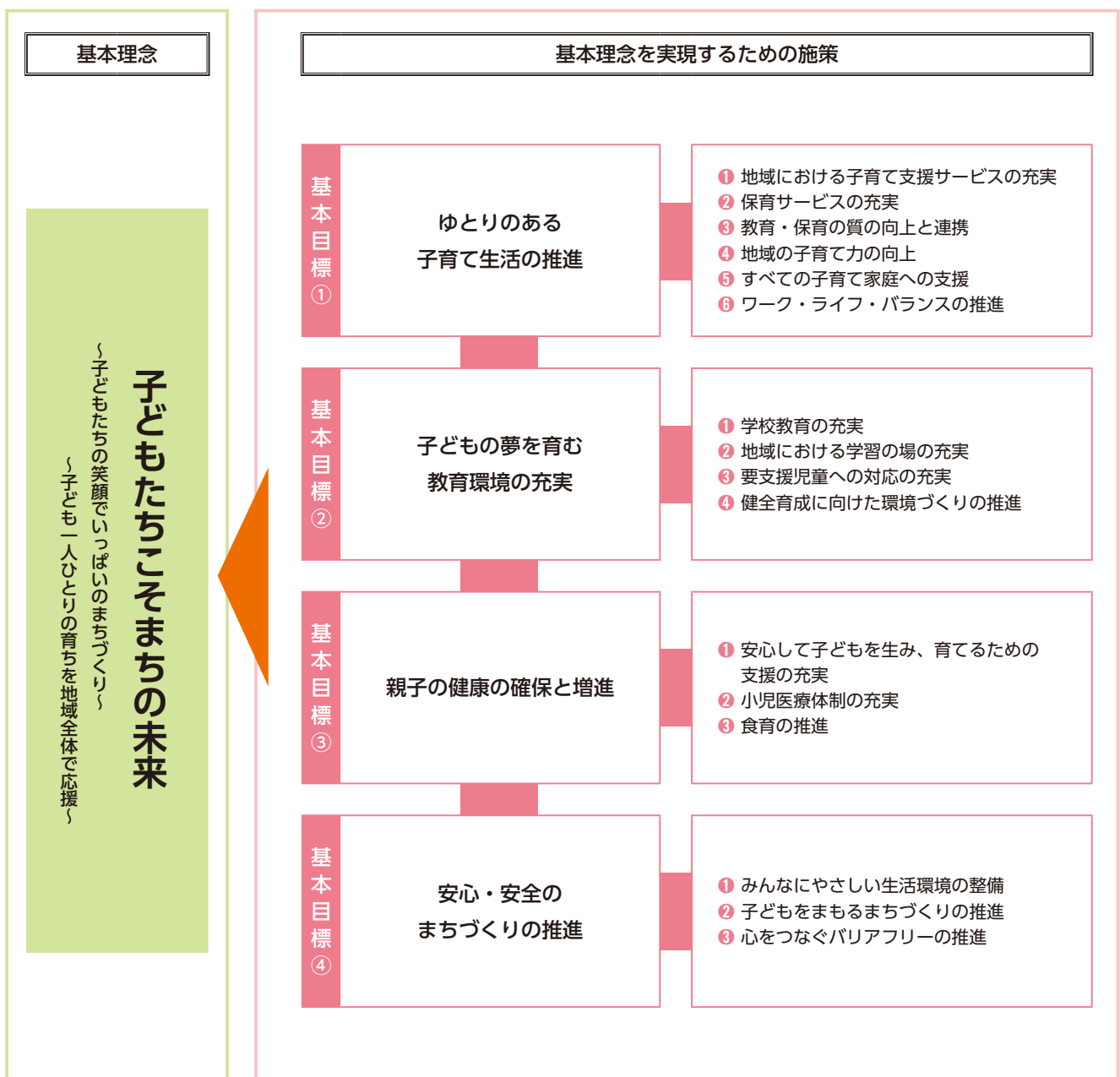
親子の健康の確保と増進

- 乳幼児期に良好な親子関係を築くことができるよう、妊娠早期からの健康管理や支援を充実させるとともに、親が自信を持って子育てができ、子ども自身も愛されていることを実感できる取り組みを推進します。
- 子どもに対する「食」の充実のために、保護者を対象とした離乳食教室の開催や小中学校における食育の充実を図ります。

安心・安全のまちづくりの推進

- 子どもの交通安全の確保のために、道路や歩道の整備を進めるとともに、子どもや保護者が交通安全に対する意識を持つための啓発や情報提供に努めます。
- 子どもが事故や犯罪に巻き込まれないように、地域や関係機関と連携した活動を行います。

3. 施策体系



IV

量の見込みと確保方策

1. 未就学児童の教育・保育事業について

- 未就学児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

町内の方の利用について

- 少子化傾向にあるため、全体的に利用者は減少する見込みですが、保育ニーズの高まりを考慮したサービスの提供に努めます。

(単位：人)

区分	確保方策				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（3～5歳）	178	167	170	164	162
2号認定（3～5歳）	194	182	185	179	176
3号認定（0歳）	32	31	30	29	27
3号認定（1～2歳）	118	123	118	117	116

※確保方策は、「町内の方が町内の施設を利用」の数値

町外の方の利用について

- 上牧町では、他の自治体（町外）からの町内施設利用者が多く見られるため、実績値を参考に今後の見込み量に対する確保方策を次のとおり定めます。

(単位：人)

区分	確保方策				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（3～5歳）	120	120	110	110	110
2号認定（3～5歳）	75	75	70	70	70
3号認定（0歳）	10	10	10	10	10
3号認定（1～2歳）	30	30	30	30	30

※確保方策は、「町内の方が町内の施設を利用」の数値

2. 地域子ども・子育て支援事業について

- 地域子ども・子育て支援事業には、市町村が地域の実情に応じて実施する 13 の事業があります。

事業名		確保方策 (令和 6 年度まで)	事業の概要
① 時間外保育事業（延長保育事業）		220 人	保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を実施する事業です。
② 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	低学年	180 人	小学校に通う児童のうち、昼間に保護者が仕事などで家にいない子どもたちを預かり、健全な育成を行う子育て支援です。町内では、公立の学童保育所が 3 か所（各小学校）と、私立の学童保育所（元気クラブ）があります。今後も子育て家庭のニーズに応えられる量と質の確保に努めます。
	高学年	30 人	
③ 子育て短期支援事業	ショートステイ	延 7 日	ショートステイとは、保護者の疾病や仕事などにより児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設などで一時的に預かる事業です。また、トワイライトステイとは、保護者が仕事などにより平日の夜間や休日に不在となり児童を養育することが困難となった場合などに、児童養護施設などで保護する事業です。現在、いずれの事業も上牧町では実施していませんが、必要に応じて広域連携などでの確保に努めます。
	トワイライトステイ	延 7 日	
④ 地域子育て支援拠点事業		延 9,900 回	乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。現在、上牧町では、「サロンぼけっと」、「おひさま広場」（2000 年会館 2 階）、「出張サロンぼけっと」（ラスパ西大和店）を実施しています。
⑤ - ① 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）		延 3,332 日	幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する事業です。
⑤ - ② 一時預かり事業（幼稚園在園児対象以外）		延 364 日	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。現在は、子育てネットかんまき、託児グループ「ひまわり」のみ実施しています。
⑥ 病児・病後児保育事業		延 504 日	病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。現在、上牧町内では実施していませんが、「ぞうさんのおうち」（大和高田市）及び「西和地域病児保育室 いちごルーム」（三郷町）と提携して実施しています。
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）		—	子どもの預かりや送迎などの援助を受けることを希望する保護者を会員として、その援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助の連絡や調整を行う事業です。現在、上牧町では未実施ですが、子育て援助活動の一環として、子育てネットかんまき、託児グループ「ひまわり」で、地域の子育てサポーターが子どもの託児を行っています。

事業名	確保方策 (令和6年度まで)	事業の概要
⑧ 利用者支援事業	1 か所	子ども及びその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようなサポートする事業です。上牧町では、令和2（2020）年度に母子保健型の事業開始を目指しており、子育てに関する様々な相談や保健・医療・福祉などの関係機関との連絡調整、情報提供などが円滑に行える体制づくりに努めていきます。
⑨ 妊婦健康診査	延 1,036 回	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業	86 人	生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。
⑪ 養育支援訪問事業	1 人	児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに保護者が支払うべき日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。上牧町では、令和元（2019）年10月から新制度未移行の幼稚園（私立幼稚園）の通園者に副食費（おかず代）の補助を実施しています（所得制限等の条件あり）。
⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業		多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。 事業の必要性も含めて今後も引き続き検討していきます。

※上記の事業のうち、確保方策を定めるのは、(1)～(11)の事業のみ

V 計画の推進について

1. 子ども・子育て会議の開催

- 子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. PDCA サイクルによる検証

- PDCA サイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取り組み状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげることとします。

第2期 上牧町子ども・子育て支援事業計画 概要版
発行：令和2（2020）年3月

編集・企画：上牧町 住民福祉部 こども支援課